

家事調停のおもてうら

調停？ 待っている時間が長くて苦手だな…
と思われる方いませんか。でも、悩んでいる
本人の気持ちを丹念にすくい上げて聞き取り、
より良い解決を目指すためにはその時間も必
要なんだ、と調停の要諦を教えてくれるのは
元家裁裁判官の近藤弁護士だ。本特集では、
家事調停をめぐり、5人の弁護士によるフリー
トークで調停たるものの理念と現実を語って
もらった。いずれも論客ばかりで、教えられる
ことも多かった。全体をまとめてくれたのは
兼川弁護士の見事な司会である。

(LIBRA 編集会議 味岡 康子, 田中みどり)

CONTENTS

調停は裁判所と代理人の協働関係で成り立つ
争点整理と書面
調停の妙味
調停というシステム
増加する調停事件
ジェンダーバイアスはあるか
申立書の書式
プライバシーへの配慮
家事事件の報酬
進行がおかしいと思ったら
高裁との関係
遺産分割
子どもは取った者勝ち？
婚姻費用・養育費・財産分与
人をよく見る目を持って
裁判所との協議を実務に生かす

座 談 会

【日 時】2019年9月25日(水)13時～16時

【出席者】近藤ルミ子 (32 期) 第一東京弁護士会会員・元東京家庭裁判所所長代行
*敬称略
町田 弘香 (41 期) 元東京家庭裁判所調停官
石黒 清子 (43 期)
田中みどり (47 期)
兼川 真紀 (48 期) 司会

兼川：今日は家庭裁判所の調停実務についての座談会ということでお集まりいただきました。ご出席いただいているのは、家庭裁判所裁判官でいらっしゃった近藤さん、家庭裁判所調停官をなさっていた町田さん、家事実務の著書も多い石黒さん、LIBRA編集委員の味岡さん、田中さんです。

味岡さんがこの座談会の企画者ですが、事前の取材の過程で、代理人である弁護士の調停に対するイメージがかなり違うんじゃないか、と伺いました。

味岡：編集担当の味岡からひと言。相手との合意を何とかまとめたというのがそもそも調停なのであって、訴訟と違うところはそこだから、調停はそこを目指すべきで、昨今は書面、書面と家裁の方も言うけれども、それは少し違うんじゃないかという意見は結構若い弁護士もおっしゃっていますね。私は若い方はもっと訴訟に近づけるような言い方をされるのかと思ったら、そうではないという方も結構いらっしゃいました。それではよろしくお願いします。

兼川：そこでまず、調停というのがどういうものか、皆さんのイメージを伺うところから始めたいと思います。後半で、事件ごとの各論的な話もできればと思います。

調停は裁判所と代理人の協働関係で成り立つ

兼川：調停をどうとらえるかということについて、どのようにお考えですか？ まず基調報告的に近藤さんいかがですか？

近藤：とても難しい問題ですけど、私が頭に描いている調停というのは、裁判所と代理人が一緒になって、いくつかの枠組みの中で当事者にとってよい解決を目指す手続きなんですね。

枠組みとしては、まず、法律の枠組みがある。そ

れから、家事事件というのは背景事情を無視しては解決できない、そういう性質がありますので、事案ごとの背景事情による枠組みも重要だと思います。そういうものを踏まえて、当事者にとってどういう解決がいいんだろうかということを考え、目指していく手続き。

より良い解決を目指すためには、手続きを司る裁判所だけ、当事者の利益を守る代理人だけがそれぞれ頑張ればよいというわけではなく、双方がその事案の枠組みの中で協働関係を保つことが大切だと、そうすることで、はじめて当事者にとってより良い解決を目指すことができるのではないかと常々考えて仕事をしてきました。

協働関係というのは、もちろん馴れ合いで手続きを進めるという意味ではありません。当事者にとってできる限り良い解決を図るという共通の目的があるわけですから、その目的に向かって、事案の枠組みについて共通認識を保ちながら、それぞれの役割を十分に果たすことが大切だと考えているのです。協働関係を維持する中で、家庭裁判所はやるべきことをやらなければいけません、そのためには、一番最初に当事者に接する代理人がきちんと事情聴取をして、事案を的確に把握し、適切な手続きを選択して、申立てをする。そこからスタートですね。スタートがそういう状態であれば、家庭裁判所もやるべきことを明確に把握して手続きを進めることが可能になってくるのだと思うのです。

兼川：皆さんの中であまり枠組みは関係ないと思われる方はいらっしゃいます？ 代理人の中には法律の枠組みはあまり考えないで、調停委員に取り持ってもらって、何かふわっと合意するみたいなことを目指している人もいるようにも聞くのですけど。

田中：それは事案によるのではないのでしょうか。自分

の立場が法的に強い場合と、危い場合と。例えば、自分の依頼者が有責配偶者である場合には、訴訟は避けたいので、なるべく調停で折り合いをつけられればいいなと願います。そういう事案では、ふわっとしたところを求めることはあり得ると思います。

ただ、そのような事案でも、やはり、法律上の枠組み、背景事情の枠組みを認識していることは前提であると思います。その前提があった上で、調停という手続きでは、事案によっては「ふわとした話し合い」もありうるし、調停だからこそ可能なのかなという気はします。

石黒：判決になった場合にはどうなりそうかということ想定した上で、それよりも、合意により柔軟な解決を図った方が、当事者にとって紛争の抜本的解決のためにはよいのではないかということだと思います。法的にどうなるのかということを考えもせずに、行き当たりばったりでやっていると、落としどころがないまま進んでしまい、互いに自己主張するだけで対立が激化し、最悪の事態にもなりかねません。

特に家事事件は、争っている当事者だけではなく、例えば、子どもであるとか親であるとか、その他利害関係を持つ人たちが多く、そこまで含めた全体像を把握して、法的にはどうなるのかということをやはり考えておかないといけません。

そもそも、法律は、話し合いによってどうしても解決できない争いが生じた場合の解決方法として、過去の経験の積み重ねから、これでいいだろうと考えられる最低限のルールを制度化したものだと思います。なので、それを踏まえた上で、さらにより良い解決が目指せないかということを当事者が考え、より柔軟な解決を目指すべきだと思いますね。

田中：そうですね。依頼者に対して、「法律がこうなっているから、この点は譲歩しなければならない」

等の説得をすることも、弁護士の役割です。それをやらないのならば、代理人に弁護士をつけている意味がないですね。

争点整理と書面

兼川：裁判所が書面を要求するという話がありましたが、そうなっていますか。

町田：最近、夫婦関係調整事件においても調停委員から主張書面の提出を求められることがあります。

婚費とか最終的に審判になる事件では、書面で主張することに意味がある場合もあると思います。ただ離婚とか円満とかそういう事件では、書面を出したとしても、最終的に裁判所が判断を示すわけではなく、当事者間で合意が成立しなければ、事件は終了しない。それなのに、書面を出すと対決的な構図がすぐくはっきりしてしまい、合意が成立しにくくなるということもあるように思います。書面を出しても、相手の主張を反対当事者が認めることなんて絶対にないし、双方の非難・中傷合戦みたいになるだけで、当事者にとっての書面を提出するメリットが分かりません。書面は提出させずに、調停委員が間に入って、一方当事者からの話を、相手が傷つかないように、あるいは工夫して伝えることで、上手に話し合いを進めていくという昔ながらの調停の一つの手法を活用した方がいいんじゃないのかなあ。調停委員が聴き取りをしたくない、そういう手間を省きたいのかなと感じてしまうことがあるんですけど、書面の提出は円滑な調停のためにどうなんでしょう。

近藤：事案によっては、代理人の方でも調停段階ではあまり書面を書きたくないというのはあるかもしれませんね。書面を書いてもらわないと背景事情なども



第一東京弁護士会会員
近藤 ルミ子 (32期)

明確にならないから、家庭裁判所側は書面を取っておきたいということもあるでしょうし、事案によっては事細かに書面を求めることをせずに話し合いを進めた方がいいものもあるでしょうし。代理人によっては、訴訟になれば書面の作成に大変な思いをしなければいけないのだから、調停ではあまり書面、書面と言わないでほしいという思いもあるかもしれませんね。

田中：家事といっても夫婦関係調整事件と遺産分割事件とは、また違いますよね。遺産分割事件で書面を用意しないのはリスクが高いと感じています。

どの案件でも、調停委員は、きちんと話を聞いてくださっていると信じていますが、本当にこちらの言うことを100%正しく理解してくださっているか、あるいは、こちらの説明不足で誤解させてしまっていないかが不安なので、結局、夫婦関係調整事件でも、自分の言葉で書いた書面を出すことが多いです。

近藤：たぶん調停委員にもよるのかなと思いますね。田中さんがおっしゃるとおり、例えば、遺産分割や財産分与などでは、やはり書面を書いてもらって、争点を整理していくということは当然必要だろうと思うんですね。ところが、離婚原因で感情的な部分や、それから細かい事実の対立があるものについて、書面の作成をすることは必ずしも調停では適切ではないということがあると思います。今は法律上の争点については争点整理をしながら手続きを進めていくということを言われますので、そこを何でもかんでも書面提出を求めてやらなきゃいけないと思いこんでいる調停委員とその辺のすみ分けがきちんとできる調停委員とがいるのかなという気がします。書面提出を求めることで聴き取りを省略しよう、楽をしようというのとはちょっと違うと思います。

調停の妙味

兼川：今、調停委員の話が出たのですが、こっちの言っていることを向こうに伝え、向こうが言っていることをこっちに伝え、ということをやり続けるので、法的にはこうなんだからそう言ってくださいと言うと、私は調停委員ですから調整しているだけですというようなことをおっしゃる方も中にはいらっしゃいますね。

石黒：昔、相続の案件だったんですけど、相手の言っていることをそれこそおうむ返しに伝えてくるだけの調停委員がいて、中には法的に明らかにおかしい主張もあったわけですよ。だから、「それは法的におかしいですよ」と反論したら、調停委員の1人が、「言われることは理解できますが、私たちみたいに法曹資格のない人間が相手方代理人の弁護士にそんなこと言えません。直接言ってください」と言われたことがあります。そして、相手方代理人を呼んでくれたので、調停委員の前で私が伝えたことはありました。

近藤：そういう場面では裁判官を呼ぶべきではないかと思いますね。調停委員は、調停にとっても熱心に取り組んでいる方が多いことは間違いないんですよ。調停というのはそこによって立っている手続きでもあるんですね。ただ当事者の権利意識が非常に高くなってきていますので、調停委員の人選や教育などは社会状況の変化に合わせて変えていかないといけないだろうと思いますね。

兼川：こんなに弁護士がたくさんいるんだから、調停委員を全員弁護士にしたらどうですかね。

近藤：それではやっぱり調停の妙味が失われることになるでしょう。

兼川：調停の妙味？

近藤：一般の方の経験や知恵を紛争解決のために活かすというようなことですかね。

私が弁護士になってからの数少ない経験ですけれども、気になるのは、弁護士と一般の調停委員が組んで調停をされる場合、ほとんど弁護士調停委員がしゃべっていて、一期日で一般調停委員からの問い合わせが一回もないというようなことがありますね。待合室に呼びに来るのはもっぱら一般調停委員で、調停室では一言も話さないというようなことが。

田中：確かに、待合室に呼びに来られる方は、そういう傾向があるかもしれませんね。

近藤：家事事件というのは一般調停委員が問い合わせすべき場面というのはやはりあると思うんですよ。背景事情を踏まえた問い合わせなど一般調停委員がすることで当事者の気持ちが動くという場面はあると思うんです。法律論だけではなく。遺産分割ですらそういうところはあると思うので、弁護士調停委員と一般調停委員の間で評議をして、あうんの呼吸でやればいいのになと思うんですけどね。弁護士調停委員が法的争点だけに焦点を絞ってきれいに整理していこうとされるので、当事者がちょっとかちんときたりすることもあるわけですよ。それぞれの力をうまく使って調停を進めればいいのになと思うんですけどね。遺産分割事件であっても、このように一般調停委員に期待されている場面というのがあるわけですから、現状で一般調停委員が弁護士調停委員に遠慮してあまり発言をしないからといって、弁護士調停委員だけにすると、今まで培ってきた家事調停のいい部分がなくなってしまうだろうと思いますね。一般の調停委員にそれぞれの力をもっと発揮してもらい、より良い調停を目指してほしいですね。

兼川：いい部分というのは、言語的にはどういうものですか？



会員
町田 弘香 (41期)

近藤：それこそ先ほどの発言にふわっとした手続進行というのがありました。遺産分割などで、争点整理をし、当事者が互いに争点について共通認識をもちながら手続を進めていくという場合であっても、途中経過で少しふんわりとした部分というものがどうしても入り込まないといけない場面というのはあると思うんですよ。

説得とか働き掛けという場面で、やはり一般調停委員の柔らかな言葉とか今までの経験に基づく言葉というのが必要になるはずなので、それを全部弁護士が担うというのはちょっと難しいと思うんですよ。

兼川：なるほど。調停というのは各国やっている手続きなんですか。日本以外の国でも。

近藤：家事調停は日本独特の部分が多い。話し合いの手続きというのは外国でもいろいろあるけど、家事調停は外国から調査に来ます。

兼川：いいですねと言って帰られる？

近藤：皆さん熱心に調査していかれますね。

調停というシステム

兼川：調停運営的なところでの考えはいかがですか？

田中：この点については、代理人と依頼者と受け止め方が違うこともあるかもしれません。例えば、代理人からすると、もっとテキパキ進めてほしいとか、イライラするような場面であっても、調停委員が何気なくさらっと口にした発言が、実は依頼者の心に染みているのかもしれないと感じたことがあります。

兼川：我々には染みないかもしれませんが……。

田中：実は調停には、そういう効用もあるのではないかと気づきました。依頼者からすれば、調停委員は、「裁判所の人」なので、代理人の言葉とは違う重みがあるのではないかと。

兼川：30分待ったり40分待ったりというのはどうかなというご意見をお持ちですか？

田中：相手方をもうひと押しすればまとまる、という事案では、調停委員が相手方に対して時間をかけて説得してくださるというのは、大変ありがたいことだと思います。特に、代理人がついていない案件ならば、時間がかかるのもやむを得ないと理解します。ただ、そういう事案でも、やはり長時間待たされるとくたびれてしまうのも事実ですね。あと、どう考えても調停ではまとまらないような案件では、早く調停不調にしてもらって、審判とか訴訟の別の手続きに移りたいのにな、と思います。時間の使い方についての価値や忍耐力は、個々人によって違いますよね。

今、一番困るのは、離婚調停の場合には、原則として本人同行を求められることです。もちろん、調停の席で、本人の口から事案説明をしてもらう意味は重々理解しています。しかし、依頼者から「弁護士を雇っているのに、仕事を休まなければならないのですか？」と聞かれると、私も辛いです。特に、申立てを受けた相手方の立場の事案では、依頼者の負担は非常に大きいと感じています。

兼川：平日の10時から5時までということですからね。

田中：わざわざ有給休暇を取得して調停に来た依頼者が、1時間も待合室で待たされるのです。そういう負担の重なり合いが、手続きに対する不満になり、それがさらに問題をややこしくして、事案解決の妨げになることもあるのではないかと。

兼川：時代に合っていないというか、やや時代遅れなビジネスモデルというか、そういうものにもしかたらなっているのかもしれない。

田中：例えば、裁判所内にWi-Fi設備が導入されていれば、代理人も依頼者も待ち時間を有効活用で

きて、少しはイライラの解消ができるのではないのでしょうか。

兼川：調停のシステムが現代のビジネスモデルに合っていないかもしれないという感覚というのは、裁判所は持っているものですか？

近藤：あまり強く意識はしていないだろうと思いますね。家庭裁判所の歴史とともにずっと来ている調停手続きですので、やはりビジネスモデルとして古いといわれれば全くそのとおりかなという感じはしなくはないですが、でもそれがある意味、逆にいいということで使われている面もあるのでしょうか。

増加する調停事件

兼川：全体的に事件が減っている中で、家裁の事件は増えているようですが、なぜ活気づいているんですかね。

田中：それは、離婚に対する社会のハードルが低くなっており、離婚に踏み切る人が増えているからではないでしょうか。

石黒：私もそういう気がします（笑）。

近藤：気軽にそこで合意ができれば非常にいいと。裁判所で調書を作ってもらえれば執行もできるしお金も安いしということでいくと、やはり手続きとして気軽に使える。

ジェンダーバイアスはあるか

兼川：調停手続きの中でジェンダーバイアスみたいなものを感じることはありますか？ 女の方はちょっと我慢しなさいモデルというか、よく子育てをしてお父さんは素晴らしいんだけど、ちょっと手抜きをすることもあるお母さんはひどい人で、トータル

で見るとちょっと手抜きをしているお母さんの方が、よく子育てをしているお父さんよりはずっと子育てしているのに、男性は褒めたたえて、女性はちょっとだめなお母さんのみにするというか、そういうことでむっとするようなご経験はないですか。

町田：裁判所はまだ、ジェンダーバイアスにとらわれている気がします。子どもの取り合いの事件でもそうですし、婚費の事件でも、女性が無職だと120万円位は収入が得られるはずだという計算で、婚費が決まりますよね。でも、健康で働くことになんの問題もない男性が無職の場合、120万円の収入でみてもらえるのでしょうか。これは、女性は家庭にいて、男性は外で働くという役割分担がまだ頭にあるからかもしれません。また、DVにしてもそうですよね。女性と男性とでは、暴力をふるった場合の裁判所の評価が異なる気がします。男性と女性の肉体的な力が違うとかそういう指摘がされるのかもしれませんが、DVで、心が傷ついたりするのは、男女を問わないですね。私は裁判所は公平ではなくて、男性よりも女性を保護すべきと考えているところがあるように感じるがあります。

田中：親権問題については、やはり母親側が強いのかな、という印象はあります。あと、浮気案件では、男に甘く、女に厳しいような気がしなくもない。

ただ、ジェンダーバイアスではないけど、調停委員は、いろいろな意味で「弱い」方の当事者に、譲歩を求めるような感じを受けることもありますね。

町田：あ、そうですね。

田中：私の経験では、代理人がついていない女性が当事者のときには「弱い」かなというときがありますね。

兼川：説得しやすい方に譲歩を求めているんですね。

田中：ただ、ジェンダーバイアスという意味では、どうですかね。

近藤：説得しやすいほうを説得をするというのは、私はちょっと何か、え？と思ったんですけど、そうなんですか。そうは思いたくないですね。

一同：そうです（！）。

兼川：私などすごく物分かりがいいから、いつも説得されている（笑）。

田中：私は、「譲らないタイプ」と思われているかも（笑）。でも、調停委員も説得しやすい方に時間をかけているかも、という感じを受けるときはありますよね。

石黒：代理人をつけずに本人だけで調停をしておられる方の中には、自分ばかり説得されているような気がすると言われる方が結構いらっしゃいます。私が代理人として調停にいくと、全然そんなことないので、依頼者にそう言うと、弁護士がついたら調停委員の態度が百八十度変わったと言うのです。

調停委員も意図してやっているわけではないけれども、おそらく事件を終わりにするためには、どちらを説得した方が早いかなと思うところはあって、つい説得されやすい弱い方に強く出てしまうことがあり、それが、当事者本人からすると「自分ばかりが」というように映ってしまうのではないのでしょうか。そのために調停委員に対する信頼がなくなってしまうと、その後の調停は本当にうまくいかなくなってしまうので残念です。

近藤：そういう流れがあるとすれば、そもそも合意成立もちょっと難しくなってくる可能性だってありますよね。

石黒：それに、家事事件には、損得勘定だけでは片づけられない、当事者の気持ちや思いというものがある割合が非常に大きいという特徴があります。そのため、法的にはこうだとか、損得勘定からすればこれで得するからいいでしょなどと、いかに言ってみたとところで、当事者本人が抱える辛さや怒りといっ



会員
石黒 清子 (43期)

た思いに共感し、それをなんとか消化させてあげないことには、紛争を終わりににはできません。本人の思いを理解し共感した上で、それでも、判決になったらこうなってしまうかもしれないとか、あなたや子どもの将来のことを考えたらこの解決も悪くはないのではないかとといった説得の仕方でない、当事者は自分のことを全然分かってくれないと思ひ込み、聞く耳を持たなくなってしまうがちです。ですから、調停委員が当事者本人のことを理解し、本人も調停委員は自分のことを理解した上で助言してくれていると思えるまでに会話をすることは必要であり、そのために、どうしても、時間がかかってしまうのだと思います。

本人の気持ちを代弁できる弁護士が付いていればいいように思えますが、弁護士を通すことによって脚色されてしまう可能性があり、調停委員も本人がどう思っているのかをじかに聞きたいということがあろうでしょうし、その場合、本人も話が上手な人と苦手な人がいるので、そのためにかかる時間は、ある程度しょうがないと私は思っています。

兼川：1回目は別な時間に呼べばいいんじゃないですか？

石黒：1回目だけは、例えば1時間ほどずらして他方当事者を呼ぶということにするだけでだいぶ違いますよね。

田中：そうしてもらえると、かなり負担感が減って楽ですね。私も、文句がちょっと減るかも。

兼川：そうですね。平日休むというのも半休で済むとかいろいろありますよね。

石黒：あとは、電話会議システムを使うといいらしいですよ。家裁ではWi-Fiは使えないから仕事ができないけれど、事務所で電話会議システムを使えば、他方当事者が調停委員と話している間はずっと仕事

ができるそうです。

町田：そうなんです。すごく楽ですよ。

兼川：電話会議の調停って、ちゃんと伝わっている感がありますか。

町田：事件の種類によると思います。私が経験した事件は婚費の事件なので、心のあやみたいな問題は何もなく、ちゃんと伝わっていると思います。

申立書の書式

兼川：各論的なことに入ろうかと思うんですが、調停の申立てをするとき、書式は裁判所書式で作っておられますか？ あれはおそろしく使いにくいんですか。

田中：私は、家裁のウェブサイトに出ている書式が苦手だったので、自分で作成した訴状形式を使用していました。しかし、つい最近、若手とおしゃべりをしていたら、裁判所の書式を使わないと調停期日がなかなか入りませんと言われて、愕然としています。

石黒：私は、文章をあの書式に打ち込むのは大変なので、「申立ての理由」のところは「別紙の通り」とだけ記載して、訴状と同じ書式の別紙を付けています。

近藤：え？ あれは、裁判官も書記官、調査官も入って一生懸命作ったんです。

兼川：見た目をすごく重視しているから。例えばたくさん入力したときに、欄が広がらないとか。

近藤：内容じゃなくて？ 要するに使い勝手が悪いと。

石黒：そのまま文字を打ち込む書式としては使いづらいということです。

近藤：それは全く考えてないですよ。書式に関しては。

兼川：でもそういうのを考えてくれないと、書式をウェブサイト上げる意味は実はない。

近藤：あれは基本的には当事者本人が手書きをすることを想定して、ウェブサイトに出している。もちろん、代理人にも使っていただいて、感情的な対立を激化させて合意成立に向けた話し合いがしにくくならないよう配慮した上で、互いの言い分を知って第1回期日に臨んでもらうことが目的で作られています。

兼川：でも今はみんな手書きするとは限らなくて、パソコンで入力したい人はたくさんいるので、考えてほしいですね。

田中：しかも、先ほども言いましたが、家裁の期日が入りやすいのは、家裁の書式を使った場合で、自己流の書式は待たされますよ、と。

石黒：私は、チェックすべき事項の記載場所が同じだと、ぱっと見たときに、書記官がチェックしやすいのだと言われました。

兼川：書く内容も訴状形式で書くより少ないですね。

田中：そう。訴状形式でも、同じ項目をもれなく美しく書いているのに、そんなこと言われても……。

石黒：私は、裁判所によって異なっている書式を同じものに統一してもらいたいと思います。以前、都外の裁判所に、東京家裁の書式を使って後見開始の申立てをしたら、財産目録等が当庁の書式とは違うから出し直せと言われました。それにかかる時間を考えると、全国で統一してほしいですね。

近藤：東京家裁で新法が施行される前に準備したものは、基本的に全部全国発信はしているんですよね。でも各庁を拘束することはできないのです。

プライバシーへの配慮

兼川：非開示の申立てシートとか使われています？

石黒：DV系と著名人で私生活上の秘密を外に出したくないという事件のときには使いました。



会員
田中 みどり (47期)

兼川：証拠は、たくさん付けていますか？

田中：付けますね。基本は、「全部見てください」派。

兼川：まずはアドバンテージをフルに生かして。

石黒：私は、例えば、DV事案において、せっかく本人の現居所を秘密にしているのに、証拠として提出する調査嘱託の回答書などには秘密にしていた本人の現居所が記載されていることもあるので、裁判所に提出する書類については全て非開示とすべき部分がないか慎重に確認し、ある場合には、非開示の申立てを忘れないようにすることが大切だと思います。

田中：弁護士職務基本規程の守秘義務（23条）との関係が気になっています。特に、家事調停の場合には、戸籍謄本をはじめとして一般民事事件よりもプライバシーにかかわるような資料がたくさん出されますが、相手方の手に渡る文書は、先方がコントロールすることになってしまいます。もちろん、正当理由はありますし、無思慮に拡散することはないと期待はするものの、万一のことがあった場合には、代理人、つまり、私がそのような文書を証拠として出したからだと言われるのは嫌だなあと。

石黒：別途違う基準で懲戒事由になったりするのかなという心配ですね。

私は今、公益社団法人商事法務研究会の民事裁判手続等IT化研究会の委員なんですけど、今検討されている制度では、当事者は、裁判所が管理する事件管理システムにアップロードされた民事事件の訴訟記録を全ていつでも自由に閲覧複製ができることになりそうです。そうなってしまうと、DVやストーカー案件における相手方当事者の住所はどうなるのか心配です。

田中：そうみたいです。

石黒：DVやストーカー案件では、現実に殺人事件まで起きているわけですから、民事裁判でも何らかの

手当では必要ですね。それに、私たちは別途懲戒事由に当たると言われるかもしれないというリスクにもさらされているからなおさらです。

田中：そうなんです。代理人は、家事調停実務の面だけでなく、別の側面からも検討しなければならないと思います。

石黒：DVは通常夫婦間の問題であり、例えば保護命令が出ているかどうかで何となくDV事案だと分かりますが、ストーカーの場合は、例えば貸金返還請求訴訟等、形を変えて出てくるため、本人に聞かないと判別が困難なので難しい問題だと思っています。

家事事件の報酬

兼川：家事調停の場合、着手金や報酬はどうやって決めておられますか？

石黒：私の事務所では、弁護士会の旧報酬規程を基にした報酬基準を使っています。それによると、離婚事件は着手金が30万円以上なのでそれを基準にしていますが、財産分与が附帯する場合で、申立て時にはまだ分与請求額が明らかでないとき、その部分の着手金をどう定めるかは悩ましい問題です。

兼川：成功報酬だけですか？

石黒：そのような場合、私は、財産分与分の着手金は受任時にはもらわないで置いて、その後、請求額がはっきりした時点でお支払いいただくというような特約を付けたりしています。

町田：私もたぶん同じ。

田中：うちは、家事調停の場合には、1期日いくら、ということにすることが多いです。私が調停をむやみに長引かせるタイプでないことを依頼者が知っていることもありますが、依頼者も後で追加請求が来ないという意味で安心してくれます。お互いに分か

りやすい明朗会計。

兼川：婚費の報酬ってどんなふうにされています？

石黒：旧弁護士報酬基準では、継続的給付債権の場合、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額を経済的利益の額として計算しているのではないのでしょうか。婚費の場合、この方式ですと、実体にそぐわず高額になってしまうので私は採用していませんから、よく分からないですけど。

兼川：もらってないのですか？

石黒：離婚と婚費の分担請求事件を同時に受けた場合、離婚事件の着手金が30万円だとすると、婚費は額にもよりますが、例えば、プラス10万円といった感じです。通常、両事件の調停は同じ日にやりますし、主張内容も重なる部分が多いので、依頼者と相談の上、そのような簡単な処理にさせていただいています。

町田：財産分与に関する成功報酬の考え方も実は難しくないですか。例えば夫名義で2000万円の財産があったとして、妻が1000万円もらった場合に、妻側の代理人が1000万円を経済的利益として成功報酬を計算するのは分かりやすいと思うのですが、多分夫の方にも1000万円の経済的利益があったことになるのかなと思うんですね。

でもそこで何か夫側の代理人に付いて1000万円経済的利益があったと請求する勇気はないような気がする（笑）。

石黒：妻が財産分与として1000万円を夫に請求した場合、着手金は、夫も妻も、1000万円を経済的利益として算定すると思います。ただ成功報酬はどうでしょうか。私は、1000万円請求されて、結局1000万円支払った夫側に成功報酬は発生するとは思えないので、このようなケースでは成功報酬は頂いていません。

さらに、家事事件の報酬で問題だと思うのは、法テラスの報酬基準が低過ぎるということです。あれが出てしまうと、一般的に家事事件は、長時間を要し、代理人の精神的負担も大きいにもかかわらず、低い報酬しか請求できなくなってしまう。

かつて、横浜家裁の慰謝料請求と養育費請求の調停事件をセットで受けた時、法テラスからは最高額を出しておきましたと言われましたが、確か着手金は15万円でした。横浜ですと往復するだけで時間もかかる上、その後、解決までに数年かかりましたので、その額ですとほぼボランティアです。法テラスの報酬は、家事事件については労力の割にすごく評価が低いように思います。

田中：私自身は、法テラス案件はやっていません。ただ、法テラス案件をやっている弁護士からよく聞くのは、「報酬基準が安すぎる」ということですよね。国の予算を使った事業ですし、依頼者の方は償還義務があるし、四角四面でやらざるを得ないことは理解するのですが……。

兼川：それは、弁護士のボランティアに頼っているという話ですか？

田中：法律扶助協会時代を思い起こせば、法テラスも、弁護士のボランティア精神に頼った組織ではないかと感じます。昔はそれで機能していたかもしれませんが、今は、いろいろなひずみが出ているように感じます。しかも、たくさんの方々が利用するようになってきたことで、「法テラスはこんなに安いのに、先生の弁護士報酬はこんなに高いのですか？」という話になりかねない事態が起こっているのかもしれません。

進行がおかしいと思ったら

町田：最近の出来事なんですけど、面会交流事件で、



〈司会〉
会員
兼川 真紀 (48期)

申立人代理人を務めていて、相手方である未成年者の母親からずっと面会交流を拒否されている事件があるんです。その事件では、申立て後にお母さんが子どもを連れて転居したので現在子どもは遠方に住んでいます。もう1年以上継続している事件なんですけど、先日、調査官による申立人本人の意向調査がありました。調査は2時間くらいかけて行われたのですが、私は、1時間半くらいで別件があって退席したんです。そうしたら、私が退席した後に、調査官が申立人に対して、「子どもが遠方に住んでいるから東京家裁では丁寧な調査ができないので、次回調停期日までに、子どもの住所地に近い裁判所で丁寧に進めることを希望するかどうか検討してくれるように」と言ったんです。この事件は、当方依頼者の仕事有特殊で、移送されると、調停に出席できなくなるんです。それを依頼者が調査官に言ったのに、歯牙にもかけてもらえない感じでした。

私は、その調査官の言動には、問題があると思いました。代理人がついているのに、代理人が退席してから、移送のような管轄の話を本人にするのは間違ってますし、東京家裁では丁寧な調査ができないというのも、事実ではないと思います。子どもが遠方にいる場合、調査官を出張させて調査をしたり、試行的面会交流だけ、子どもの住所地の近くの裁判所の部屋を借りて行ったりできますから。

それで、言動が信用できない調査官が今後も事件を担当していくのは、困るなあと思って、その部の総括調査官から指導をしてもらえないかと、総括の調査官に電話で面談を申し入れたら、それは訴訟指揮の話なんだから、文句があるなら裁判官に言ってくれみたいな感じで会ってももらえませんでした。

その後、私は上記の経緯を説明の上、どのような対応をとってくれるかについて回答を求めた書面を

配達証明付きで東京家庭裁判所の家事一般部担当の次席家庭裁判所調査官あてに送ったのですが、無視されて返事も来なかったんです。

ただ次の期日に行ったら、調査官が2人に増えていました。事件は、調査官が2人も担当するような段階ではなかったので、そういうところで裁判所としては対応したつもりなのかなと思いました。

でも、東京家裁も対応の必要があると考えたにもかかわらず、私が送った書面に関する直接の連絡は全くなく、無視したままという家裁の対応は、非常識だと思います。

近藤：これは総括が言うとおり、事件の問題だと裁判所はとらえていると思います。一番効果的だったのは、担当裁判官に会うことだったと思います。

町田：担当裁判官も調査官調査直後の調停に出てきて、移送すると言っていたんです。その理由として、試行的面会交流を行うためには、調査官も2名つけて出張させなければならないからとか、試行的面会交流のための調査の場合、他庁に嘱託をすることができないとか、そういう話をしていましたが、前者については、調査官2名を出張させることになんの問題があるのか分かりませんし、後者については、試行的面会交流のための調査は他庁に絶対に嘱託できないなんてこと、ないですからね。だから、こんないい加減なことを言う裁判官に言ってもしょうがないとも思ったんです。子どもが遠方に住んでいるという理由のみで、移送をする必要性など全くないですからね。さっきも言いましたが、当方依頼者の仕事が特殊で、移送されると、調停に出席できなくなると言っているのに、それに対する裁判所の配慮は全くありませんでした。今でもなぜ移送にこだわったのか、分かりません。担当裁判官が手持ちの長期未済事件を減らしたかったんでしょうか。

近藤：遠方だからだめという話じゃないと思いますし、移送の判断の理由は分かりませんが、裁判官に話をすべきだったのではないかと思いますね。

私の経験ですが、事案の性質上女性調査官に調査をお願いしたいと要望したところ、立ち会っていた男性調査官が、次回期日に女性調査官が立ち会ってその後に調査をすると言うので、女性調査官の立会いのためだけに一期日設けるという杓子定規なやり方はおかしい、次回期日までに調査は可能ではないかと言ったところ、裁判官が入って評議をして、一期日無駄にせずに調査が行われたということがありました。調査官が言うような手順を踏むべき事案もあるかもしれませんが、その件はあてはまらないと思ったのでその場で意見を言いました。何かおかしいと思ったら、できるだけ速やかに裁判官に情報が入るようにするのが一番効果的ではないでしょうか。

兼川：調停の進み具合で疑問に思ったりちょっと不満があったりというときは、担当裁判官に面会するのが一番いいのですか？

近藤：基本的に裁判官が手続指揮をとっているわけですから、裁判官に意見が伝わるような方法を取るのがいいと思います。

兼川：調停委員に問題があると思ったときも裁判官ですか。

町田：すごく問題があると思われる調停委員にあたった時、上申書を出したことがあります。

石黒：調停委員については忌避ができないので、裁判官に言うしかないと思います。

町田：調停委員の発言に問題があるとき、裁判官に面会を申し込んで会ってもらえるのでしょうか。

近藤：私は、割合代理人に会っていたと思います。当事者の平等を害するなどの理由で代理人とは会わない裁判官もいらっしゃるようですね。ただ、調査官

の調査や調停委員の手続運営について問題があるとき、裁判官にその情報を伝えることは必要だと思うんですよ。もちろん、一方当事者の有利になるような働き掛けをする意図ですことは問題外ですけど。そうでない限りは当事者の平等に問題が生じるわけではないと思うんですね

兼川：ある調停で申し立てられてすぐ裁判官に面会を申し込んだことがあります。

近藤：弁護士は結構遠慮しますよね。たぶんその遠慮が、こういうことをしたら不利になるんじゃないかという思いもちょっとどこかにおありになるのかなという気がして。

兼川：それはあるんじゃないですかね。

近藤：裁判官はそんなに狭い考えで対応しないと思うんですよ。だからやっぱり問題があるなと思ったら率直におっしゃって、その結果必要があれば、回答はなくても何かしら動きがあります。

田中：先方から書面で返事が来なくても、現場での対応が変わったのならば、勝ったも同然。

兼川：事件を減らすと、裁判官にとってそれは何かポイントになるんですか？

町田：手持ち事件が多いと評価に響くのではないでしょう。

近藤：数字だけの問題ではありませんから。ならないですよ、そんなことだけで。

高裁との関係

近藤：高裁との協議会などで家事抗告事件や人訴の控訴事件でこのような問題ケースがあったということが紹介されるということがあります。個々の事件の審理の在り方などについても問題点を指摘されることがあるのですが、冒頭にお話しした事案の背景

事情による枠組みに関連するのですが、家事事件では、審判や判決をしたのでは事案の解決にはならないという事件が結構ありますよね。事件名とは直接関係がないところで背景事情を踏まえた調整を図って合意形成することが、現時点での解決策としては最良と考えられる事件が。そういう事案で家裁による調整が全く行われないうまま、審判や判決が出て、高裁にいったら事件名の枠を超えて調整が図られて、合意が成立したという事件の紹介がされることがたまにあるんですよ。これは、家庭裁判所としてやるべきことをやらなかったという反省をしなければいけない場面ですよ。背景事情による枠組みを意識して手続進行を図れば審判あるいは判決をしても事案の解決には繋がらないということに気付くと思うのですが、それをやっていない。高裁の裁判官が和解をなさってはじめてその事案の解決ができるというのは、家庭裁判所としては大いに反省しなければいけない場面だと思いますね。

石黒：ぜひそうしてもらえるといいなと思います。

近藤：家裁経験のない裁判官の中には、家裁は何をやるべきかということについて実務感覚が育ってない人もいます。高裁との協議会などでいろいろご指摘があって、少しずつでも気が付いて実務感覚が育っていきいと思いますね。

町田：裁判官って部屋に何人かいるじゃないですか。あまり相談などしないんですか？

近藤：部総括や若い方の性格にもよるところがありますけれども、普段からそれぞれが担当する事件の話をしている部では、若い方から遠慮なく相談を持ち掛けて、先輩からのアドバイスをもらえるという、そういう関係が築かれると思うんですが、黙々と仕事をしている部もある。部総括の性格やお考えによって、部屋の雰囲気はだいぶ違いますね。



遺産分割

兼川：調停のときに調査嘱託は使っておられますか。

石黒：私は、結構、遺産分割や財産分与で使います。

兼川：すぐやってくれますか。

石黒：今はやってくれていると思います。

近藤：ある研究会で、家裁裁判官の財産分与の審理の実状紹介を伺ったことがあります。調査嘱託をわりと気軽になさっておられるように聞いたので、だいぶ以前と変わったなと思いましたけれども。

兼川：以前はあまり使わないようにという感じでしたね。

近藤：弁護士会照会をまずやってというようなことを。

石黒：相手方当事者が同意していないと、裁判所は、結構躊躇しますよね。

近藤：金融機関から、同意をもらってないと答えられないという回答が結構来ていましたね。それはおかしいんですね。現在はあまりそういうことはないんじゃないでしょうか。

兼川：遺産分割では、何かパウチされたものを見せられて、遺産の範囲をまず決めます、これが決まらなかったら地裁へ行ってくださいとすぐ言われます。範囲の合意なども含めて遺産分割かなと思っていたんですけど、今はすごくきっちり言われるんですね。

近藤：それはそれでいいんですよ、10年戦争をしないためには。

遺産の範囲は、すぐ合意できるならばいいですけども、それがなかなかできない、期日を重ねて結局合意できないということになれば、そこでまた地裁でやってこなければいけないことになりますので、やっぱりそれは早い段階で整理される方がいいと思う。

昔の調停が本当にひどかったわけですよ。いったん遺産の範囲について合意して、10年もたってから結局遺産の範囲に争いがあるから地裁でやりますな

んて、そういうケースがあったんですよ。もうそれはやめましょうというので、今の手続運営になっていますので、そこは私は批判の対象にしてほしくないと考えます。

石黒：遺産分割調停で遺産の範囲を話し合うなら、労働審判じゃないけれど、例えば何回までと決めてその点をまず調停で話し合ってみて、それで決まらなかったら、先に裁判で決めてもらうということが大切なかもしれません。遺産の範囲といっても、争いはいろいろですから、どこまでで見極めをするのかを事前にちゃんと決めておくといいのかなと思います。

兼川：それはこちらで決めるんですかね。3回ぐらいの期日で、だめだったら次に行こうかなとか。

近藤：そういうふうに申し出をしたらいいんじゃないですか。こういうことで合意の余地もあるので、2回ぐらいやってもええませんか。それで2回やっただめだったらば、こちらも地裁の方に訴訟提起しますというふうに、それはこちらでそう言ってもいいと思うんですよ。何か情報があると、それをきっかけに少しはやってみようかなということになる。

子どもは取った者勝ち？

兼川：親権者の指定などで、ハーグ条約の影響はあるんでしょうか。あれは国境を越えた連れ去りは元のところに戻せという話だけど、国境は越えないけど、家から離れたところへの連れ去りをどう考えるんだろうというも思っているんですけど、結局子どもの連れ去りは自由なんですかね？

町田：たぶんハーグの影響は全然ないですよ。相変わらず取った者勝ちじゃないですか。

兼川：取った者勝ちというのは正しいことなんですかね。

ちょっとご一報

——令和元年11月13日の朝日新聞記事より

離婚訴訟で使われる養育費の算定基準（判例タイムズ1111号）については、かねてから「金額が低く、母子家庭の貧困の原因になっている」との批判があった。最高裁判所の司法研修所が改定に向け、増額方向の新基準の詳細を、12月23日に公表するそうである。

町田：正しくないと思いますね。別居の時点でちゃんと話し合いをするべきだと思うんですよ。

兼川：別居が決まり、離婚に向けた話し合い中に父親が子どもを連れ去った事案で、もう時間も経ってるし、親権者は父親でいいかとは思いますが、話し合いの途中に連れ去るのは慰謝の対象じゃないかと思っているんですけど、考慮されないんですかね。逆の立場で考えると、母親って連れ去りたい放題連れ去っていて慰謝料も払ってないから、父親が連れ去ったときだけ払えと言えないのかもしれないなと思うけど。

婚姻費用・養育費・財産分与

兼川：婚姻費用の調停で、今は基礎収入について、専業主婦は働いていない人でも全員潜在的稼働能力100万円みたいな感じですか？

町田：先日、120万円と言われました。

兼川：ゼロはなくなってきた感じですよ。それで婚姻費用・養育費算定表を使うわけですけど、あの表に対するご不満とかありますか。日弁連基準も出ているけど、どうですか。

田中：親権を争う案件で、子どもの親権は絶対欲しいという父親もたくさんいますが、いざ、母親に親権を帰属させると決まったとたんに、養育費を出し渋る父親って少なくないですよ。

石黒：います。

田中：そういう場合、母親側は、「その気持ちを受けて、私が子どもを一生懸命大切に育てますから、子どもが経済的に困らないようにお金はたっぷりくださいね」と言いますが、ほぼスルーされますね。

兼川：財産分与についてはどうですか。

田中：夫が個人事業主ですと、会社の経費は使いた

い放題だけれども、自分の報酬は低廉に抑えている場合があります。出された資料を見ても、個人収入が著しく低い！

兼川：高級外車に乗っていたりするんですよ。

田中：それで金がないと言われても、納得できないのですが、でも、調べようがない。

石黒：私も、同様の経験があります。夫が一人で所有経営している会社の経理を勝手に操作し、自分の給与分を減らしてしまわれるとどうしようもないですよ。

兼川：裁判所はその辺をどう見るんですか。例えばお医者さんで一人医療法人でも、そこは法人だから別と見るんですかね。

近藤：そんなに機械的にはやらないです。やっぱり実態を見てやると思いますけれども。

町田：審判例とか見ると作為的に収入をなくしてしまっているような場合は、過去の収入でみるとか。

石黒：その立証をどうするかですね。

田中：夫は次代社長、現社長は夫の父親という家族経営の家業の会社で、次代社長である夫は、給料は低いままに抑えているのに、著しく派手な生活をしているという事案も経験があります。先ほどの個人法人とは違いますが、でも、同じく難しい案件です。依頼者も納得しがたい。

石黒：遺留分減殺請求なんかでも、遺産の中に非上場株があったりすると評価が問題になるわけですよ。決算書とかを見ないと算定できないわけですが、それが相手サイドの会社だとそれらを出してはくれません。以前問題になったときは、代表者が別人だったので、さすがに裁判所から文書提出命令が出たら出してくれましたが、なかなかそうはいかないと思います。

兼川：立証困難であきらめざるを得ないこともありますね。

人をよく見る目を持って

町田：冒頭で近藤さんがおっしゃった、調停のあるべき姿というのが、私も理想だと思います。でも、なかなか実現されてないですね。理由は、いろいろだと思いますが、裁判官の手持ちの事件が多すぎて、一つ一つの事件の細かいところまで目を配れないこととか、裁判所が妙に家事事件に慣れてしまっていて、普通の人にとっての大変な出来事が日常になってしまっている、ということがあるんじゃないでしょうか。だから、裁判所にも、変に事件慣れしないで、真摯に解決の努力をしてほしいですし、普通の人の感覚を持ち続けてほしいです。裁判所がもうちょっと変わったらいいなと。こんなこと言ってもしょうがないか。

田中：一般の方々にとって、おそらく最も身近な裁判所が家庭裁判所ですね。ですから、家裁の方も、利便性も含めて、利用者目線を大事にしてくれればいいなあと思います。

町田：私はそうは思いませんが、裁判官の中で地裁の方が家裁より上みたいなのってあるんですか？ 所詮お金の話に過ぎない地裁の事件と違って、家裁の事件っていろんな人の人生にもろに影響しますよね。だから、刃傷沙汰が起こるのも家裁だし、例えば、監護者の指定事件で、誤った判断をして、子どもの一生を損なうことだってあるわけです。

家裁にこそ、優れていて、やる気のある裁判官に来てもらって、困って、悩んで家裁を利用している人の事件について、代理人や裁判所で協力して、少しでもよい落としどころが見つけれたらいいなあと思います。

近藤：私が任官したところからかなりの期間は、おっしゃるように家庭裁判所の裁判官にしろ職員にしろ、

やっぱりちょっと低く見られている時代というのは結構あったと思います。

ただ、少なくとも私が辞めるころの家庭裁判所というのは、本当に裁判官の構成も地裁と変わらず非常に優秀な方もいらっちゃって、今は家裁を希望される方も多いと聞いておりますし、書記官も含めてどちらが上だとか、最高裁で低く見ているとかということはないだろうと私は思います。地裁も家裁も同じという時代が来るまでにはもうちょっと年月が必要かなという感じはします。

ただ、今、社会的に一番脚光を浴びているのは家裁なんですよ。そういう意味ではやはりその中で手続きである家事調停にしろ審判にしろ、人訴も含めてですけれども、もっと手続的にも整備されなきゃいけないし、それから家裁がやるべきことというのは何なのかということがもっと議論されなきゃいけないし、周知されなきゃいけないと私は思います。

家庭裁判所の実務というのは、特殊な面がありますよね。いろいろな職種との連携や後見的機能について考えながら仕事をしなければいけませんし。そうすると、そのような仕事に適する人とそうでない人がいるのではないかという感じはしています。家裁の手続きというのは、後見的な部分が特殊だから、そこへの理解がなかなかできない人が家裁に行くと、本人も大変でしょうが、当事者が困ったことになるんですよ。なので、そこはやっぱり適任の方に来てもらいたいなという、そういう思いはあります。

兼川：そこは人事の妙みたいなものですか。

近藤：家事事件には言葉では説明しにくい特殊な面がありますよね。その辺が感じ取れる方が向いているのですかね。各職種との連携や代理人との協働という面では、代理人や調停委員、調査官等の人柄や資質等をよく見ている方、そういうものを見ようと



する意識のある方ですね。

石黒：最初の方で述べたとおり、一般の民事事件は、通常、損得勘定で割り切れますが、家事事件は損得勘定だけで解決することは困難であるため、事件の背景にある当事者の気持ちや思い等を理解しようと努め、その気持ちや思いに共感した上で、当事者のみならず関係者全員の将来を見据えた解決を模索できるような人でないとだめなんでしょうね、きっと。

近藤：家事事件がらみの民事事件も多いので、もちろん限度もありますけど、そういう民事事件では、ある程度背景事情も取り込まないと、やりにくいと思いますよ。

兼川：よく見るというのは、代理人でも一緒ですね。結局よく見ている人がいい解決に結び付く可能性が高い。

近藤：最近は家事事件絡みの民事事件も多いですね。そういう民事事件だとある程度家事事件的な見方も取り入れないと事件処理しにくいような気がします。

これは民事も家事も同じだと思うんですけど、やはり事件にかかわる人間というのは、その事案の筋というか着地点、見通しですね、そういうものを測りながら関与していかないとイケませんよね。それって当事者をよく見るということにつながるじゃないですか。そこは重要なと思いますけど。

田中：とても重要！

裁判所との協議を実務に生かす

町田：普通の訴訟は、手に入る文献を調べたらできるじゃないですか。でも家裁の事件は、運用が時々変わり、そのような情報は、文献では入手できないし、

調べようがないです。潜在的稼働能力の件も、以前は、100万円だったと思いますが、最近120万円になってました。それも、裁判所によっても、違うのかもしれませんが。だから、以前の経験で依頼者に説明をしていると、説明が正確でないことがあります。

田中：確かに、びっくりすることがあります。

町田：ですので、そういう情報がどこかに集約されて、そこを調べれば、最近の運用が分かるという仕組みがあると便利だと思うのですが。

石黒：成年後見制度に関しては、東弁の場合、オアシスが家裁から得た情報をメーリングリストで随時提供していますよね。

近藤：東京家裁と弁護士会とで何かずっと続いていませんか？ 家事事件手続法の関係で始まった協議が。

町田：でももっと細かいところはどうですか？ どこかで情報を共有できるような、何かそういうものがあったら便利かなとか思うんですけど。

近藤：細かい話もしているように私は聞いてますが。

町田：そうなんですね。それは何を見れば書いてあるんですか。

兼川：発信されていないのかもしれないですね。

近藤：裁判所は発信しているし、それが弁護士会内部でも伝わっていると思っていますよ。

田中：弁護士会から「お知らせ」されても、そのお知らせ自体を気づかないこともあるかも。

兼川：そういう情報の受け取り方はもっと工夫した方がいいんでしょうね。裁判所と弁護士の信頼にもつながっていると思います。裁判所はこれだけ伝えているのに、何で誰もやってくれないんだろうと思っているかもしれないので、そこは課題だと思います。

とりとめなく話してきましたが時間です。今日はありがとうございました。